

税務行政をただす全国集会

天下りを糾弾

税務当局の倫理感マヒ浮きぼり

去る十月十六日、税務行政をただす会（会長・向山佳宏氏）主催の税務行政をただす全国集会が、東京有楽町の第一生命ホールに於いて午後一時より、開催された。

当日の会場は、中小企業団体、税理士試験受験者、消費者団体等の各団体をはじめ、全国各地からの税理士の代表が参集し、八百十数名の参加者で立錐の余地のないほどに会場は埋めつくされた。

マスコミ、国会等で取り上げられ、国民に税務行政の不信感をつらせている国税幹部職員の退職時の税理士顧問予約問題は、国民の強い廃止の要望にもかかわらず、国税庁長官は「天下り顧問税理士のあっせんは今後とも続ける」という、開き直りともとれる答弁で、国税当局の倫理感のマヒしていることを、白日のもとにさらけだした。

会場には、この腐敗した税務行政を激しく糾弾する声が満ち溢れ、大阪、名古屋、東京等各地の被害状況、腐敗した税務当局の姿勢が次々と明るみに出されるに及び、会場から緊急動議が出され、この全国大会を契機に「強引な天下り等で被害を受けた納税者の告発を受ける窓口を常設する方針が採択された。

大会は、別掲の大會宣言を採択し、国税庁、国税局、大蔵省、会計検査院、総理府に抗議団を、衆参両院に陳情団をそれぞれ派遣し、国税当局の顧問税理士のあっせんの即時廃止、不当な天下りの根源ともいべき税理士特別試験制度の即時廃止を強く訴え、さらに国民にこの問題の本質を理解してもらうため、街頭へ出て、都内六ヶ所でピラミッドを行なった。

去る十月十六日、税務行政をただす会（会長・向山佳宏氏）主催の税務行政をただす全国集会が、東京有楽町の第一生命ホールに於いて午後一時より、開催された。

当日の会場は、中小企業団体、税理士試験受験者、消費者団体等の各団体をはじめ、全国各地からの税理士の代表が参集し、八百十数名の参加者で立錐の余地のないほどに会場は埋めつくされた。

マスコミ、国会等で取り上げられ、国民に税務行政の不信感をつらせている国税幹部職員の退職時の税理士顧問予約問題は、国民の強い廃止の要望にもかかわらず、国税庁長官は「天下り顧問税理士のあっせんは今後とも続ける」という、開き直りともとれる答弁で、国税当局の倫理感のマヒしていることを、白日のもとにさらけだした。

会場には、この腐敗した税務行政を激しく糾弾する声が満ち溢れ、大阪、名古屋、東京等各地の被害状況、腐敗した税務当局の姿勢が次々と明るみに出されるに及び、会場から緊急動議が出され、この全国大会を契機に「強引な天下り等で被害を受けた納税者の告発を受ける窓口を常設する方針が採択された。

大会は、別掲の大會宣言を採択し、国税庁、国税局、大蔵省、会計検査院、総理府に抗議団を、衆参両院に陳情団をそれぞれ派遣し、国税当局の顧問税理士のあっせんの即時廃止、不当な天下りの根源ともいべき税理士特別試験制度の即時廃止を強く訴え、さらに国民にこの問題の本質を理解してもらうため、街頭へ出て、都内六ヶ所でピラミッドを行なった。



全国青年税理士連盟

東京都渋谷区千駄ヶ谷
5-20-11
連盟本部 第1シルバービル5F 501号
電話 03(354)4162
発行人 駒邦俊
会編長 重寛之
広報部長



大藏大臣等へ要望書

声
明
文

卷之三

一、私たちは、国税幹部職員の不当な天下りを断固糾弾する。

三、国民に不信を与えていたる税務行政の姿勢をただそう。
四、天下り税理士を生む、特別試験制度を廃止させよう。
五、国民全体の奉仕者理念を忘れなれど、國税当局の基本姿勢をただそう。

昭和五十三年十月十六日

税務行政をたたす会

一、私たちは、国民に多大な被害と不信を与えていた現在の行政の姿勢をたただすよう強く国税当局に要求する。

一、私たちは、不当な天下りの根源ともいうべき税理士特別試験制度の廢止を強く訴える。
二、私たちは、国民全体の奉仕者であることを忘れた、国税当局の姿勢をただすよう強く訴える
昭和五十三年十月十六日

大会スローガン

税務行政をただす会

要
望
書



私たちは、各種報道機関で報道された国税幹部職員の天下り顧問

税理士問題につき、國民、納稅者として極めて憂慮にたえません。とくにこの問題は、公務員の地位利用による不當行為の防止機能を立法趣旨とする税理士法四十二条と重要なかかわりを有しております。本条に関して、去る53年7月8日大阪地檢特搜部が下した判断は、私たちにとって到底納得できるものではありません。

「国税幹部職員の天下り顧問税理士」の実態の概要是次のとおりであります。

一、国税幹部職員に対する在任中の顧問予約のあっせんは、全国の国税局において、毎年継続的組織的に行われ、あっせんの件数はぼう大にのぼっているものと思料される。

二、あっせんは、顧問税理士として、税理士業務を行うことを前提として予約が要請され、圧力による押し付けや、課税の減額等によってまで行われていることが明らかにされている。

三、顧問先として、一定の信頼のおける企業等が選定されているということは、税務行政が、一部の幹部職員のために、天下り先企業選定のための資料を提供していることになり、その事実が指摘されている。

四、税理士業務には、相談の場合電話等によって、必要な指導ないし指示をすれば、所期の目的を達するものもある。

五、署長出身税理士等が立会えれば、調査官は在任中の部下にあたり、物を言わなくとも、それ以上に顔をきかせることも可能となり、明らかに税理士業務に該当すると言わねばならない。

六、顧問報酬は、前記のとおり、税理士業務を行うことを条件とした予約に基づいて支払われるものであり、税理士業務を行つた形跡がなければ税理士法四十二条に違反しないとの判断は、前述の顧問予約の経過、実態等からして、税理士顧問契約の本質を見誤っているものと言わねばならない。

七、国税幹部職員の天下り税理士に対する国税当局の顧問予約あつせんは、一般試験に合格した税理士との公平を害し、憲法の下の平等原則に反することとなる。

八、税理士法四十二条を無視して今後も退職直後から顧問料が支拂われるような顧問予約を国税当局自らが強行しようとしていることは、法を空文化させ、税務行政への不信と疑惑を招き、



要 望 書

最近の新聞、テレビ等の報道や国会での質疑のなかで明らかになつてゐる、国税幹部職員の天下り税理士問題は、私たち納税者及び税務にたずさわっている者にとって憂慮に耐えません。この問題の本質は、強大な国家権力をもつ国税当局の幹部がその地位を利用して自己の利益をはかることにあります。国税当局の天下り税理士幹部行為は国民全体の奉仕者である公務員の義務を定めた憲法の精神を踏みにじるばかりでなく、國家公務員法や税理士法にも違反するものであります。こ

の天下り税理士問題をこのまま放置すると、企業の直接の被害にとどまらず、課税の公平がゆがめられ国民の納税意識を著しく低下させることは必至であります。国民の税務行政に対しても、その姿勢を不信と疑惑をはらし、その姿勢をただすため、私達は、「税務行政をただす全国集会」を開催し、次のとおり要望します。

1 退職時の顧問税理士のあつせんを一切廃止すること。

2 在職中における顧問予約を禁止し、違反者を厳しく罰すること。

3 税理士法第四十二条違反をチエックするための有効な施策を講ずること。

4 不当な天下りの根源ともいうべき税理士特別試験制度を即時廃止すること。

昭和五十三年十月十六日

税務行政をただす会
会長 向山 佳宏

大蔵大臣

村山 達雄殿

國税庁長官

磯辺 律男 殿

渡部 周治 殿

要 望 書

私たちには、各種報道機関により報道された国税幹部職員の天下り税理士問題につき、国民、納税者として極めて憂慮にたえません

「税務行政をただす全国集会」を開催し、次のとおり要望します。

私たちが税務行政に対しても、強い不信と疑惑をはらし、その姿勢をただすため、私たちは、本日開催いたしましたので次のとおり

「税務行政をただす全国集会」に対する会計検査をやり直し、その結果を国民に公表すること。

昭和五十三年十月十六日
税務行政をただす会
会長 向山 佳宏
会計検査院
院長 佐藤 三郎 殿

陳 情 書

たために、近畿相互銀行の場合七階建になつていてことや、東京電力は一七人の天下り顧問税理士が税務対策室をつくつていてると、顧問予約と引替に、税務調査に重大な手心を加えていることなどを知るにつれ、国民、納税者の怒りは全国各地に沸き起つております。これらの事実は、各地におけるアンケート調査の異常な反響となって表われております。

このようないくつかの事実は、全國各地に沸き起つております。この問題の本質は、強大な国家権力をもつ国税当局の幹部が、その地位を利用して自己の利益をはかることにあります。國税幹部職員に対する在職中の顧問予約を禁止させること。

二、國税幹部職員に対する在職中の顧問予約を禁止させること。

三、空文化している税理士法第四十二条の厳正な運用を期す措置を講じさせること。

四、天下り税理士の根源ともいうべき税理士特別試験制度を廃止させること。

五、国民全体の奉仕者であることを忘れた、国当局の姿勢をたださせること。

昭和五十三年十月十六日
税務行政をただす会
会長 向山 佳宏

されるところから、本件は、天下りに対する不信や被害にとどまらず、課税の公正を著しく阻害し、納税意欲の低下を招来することは必至であります。かかる税務行政の姿勢をただすため、私たちは、税務行政をただす全国集会」を開催し、次とのとおり要望します。

私たちには、各種報道機関により報道された国税幹部職員の天下り税理士問題につき、国民、納税者として極めて憂慮にたえません

「税務行政をただす全国集会」を開催し、次とのとおり要望します。

天下り税理士問題をこのまま放置すると、企業の直接の被害にとどまらず、課税の公正を著しく阻害され、納税意欲を著しく低下させます。かかる税務行政の姿勢をただすため、私たちは、税務行政をただす全国集会」を開催し、次とのとおり要望します。

天下り税理士問題をこのまま放置すると、企業の直接の被害にとどまらず、課税の公正を著しく阻害され、納税意欲を著しく低下させます。かかる税務行政の姿勢をただすため、私たちは、税務行政をただす全国集会」を開催し、次とのとおり要望します。

天下り税理士問題をこのまま放置すると、企業の直接の被害にとどまらず、課税の公正を著しく阻害され、納税意欲を著しく低下させます。かかる税務行政の姿勢をただすため、私たちは、税務行政をただす全国集会」を開催し、次とのとおり要望します。

主張

天下り税理士問題

十月十六日 天下り税理士問題
に対する全国集会が、東京で開催され、八〇〇名を超える参加者を得たことは、この問題に対する関心の深さを示すと同時に、国税当局の税務行政に対する強い不信感の現われであろう。

二、企業側のあっせん要請もある

三、顧問契約を結んでいても、現実に税理士業務を行なっていなければ税理士法第42条違反にはならない。

四、今後ともあっせんは続ける。等終始強腰である。

しかし、この様な詭弁で言いのがれができないことは明確である。全金税のアンケート結果（別

一、退職勧奨者への顧問先あっせんは人事行政上必要である。

お願いします」という要請の事実
ましてや一人で百社以上の顧問先
を確保している事実に対し、当局
はいかなる理由をもって税理士業
務は行なつていいと言えるのだ
ろうか。もし、それが事実とすれば、
企業側をバカにした話しへでは
ないか、更に、税理士業務を行な
つていらない天下り税理士を抱えて
いる企業と国税当局との癒着を思
わせ、税務の公正な執行者である
べき国税当局の姿勢を疑わざるを
得ない。

（掲参照）によれば、そのあっせんの予約の形態は、税務調査中に相当数の予約要請をし、しかも自分の部下を使っての要請を行なつてゐる事実が報告されている。正に権力を背景とした、職権の乱用であり、国家公務員法に違反していることは明白である。「税理士業務は行なっていない」の発言に至つては、啞然として言葉を失う。日平均四万円以上の顧問報酬を企業側が支払つてゐるという事実「今度退職するAを顧問税理士として

天下り税理士の絶滅の ため、継続的運動を！

この様な国税当局の姿勢は、国民に税務行政に対する不信をつのさせ、しいては、納税意欲の低下をまねくことは必至である。我々税理士を現行法で監督する立場の国税当局がこの様な姿勢を貫く限り、税理士の社会的地位などを雲散霧消してしまうことを我々は銘記すべきである。

税理士法改正

「税理士界（第74号）源流いわく
税理士法改正法律案の国会上程
は来年三月ないし四月頃と見込まれ
れ、日税連としては、改正法律案
は、遅くとも十二月までに示して
ほしいものである」と法改正の見

日税連「基本要綱」
を大きく逸

通しを伝えている。自民党の内部問題(総裁選)と、利害関係団体の熾烈な反対により、自民党小委員会は、素案作りに難航している。

九月十六日、庁・省主税局と日税連の第五回検討会をもって、法改正の全般にわたる個別具体的検討をすべて終了した。この時点をもって政府と折衝を統合した折衝委員の任期は終了した。

その後の政府・小委員会への日税連の折衝窓口は明らかとなつていい。

重大的な問題が日税連幹部で審議されていない。しかも、一部日税連幹部の独走により、基本要綱を大きく逸脱し、現行法よりも大きくなるものが配られた事はきく後退するものが決めて憂慮すべき事である。前述の窓口の問題、二億円基金問題と日税連一部執行部の独善ぶりが顕著になってきている。

基本要綱が法改正の最大の障害とも堂々と発言している日税連幹部の姿勢は、きびしく追責されなければならない。

理士問題の根源ともいべき、特別税理士試験制度の廃止と、それによる資格認定制度の導入を阻止するため、強力に税理士法改正運動を推進しなければならない。

税理士法改正

税理士界（第743号）源流いわく、「税理士法改正法律案の国会上程は来年三月ないし四月頃と見込まれ、日税連としては、改正法律案は、遅くとも十二月までに示してほしいものである」と法改正の見通しを伝えている。自民党の内部問題（総裁選）と、利害関係団体の熾烈な反対により、自民党小委員会は、素案作りに難航している。

九月十六日、府・省主税局と日税連の第五回検討会をもって、法改正の全般にわたる個別具体的検討をすべて終了した。この時点をもって政府と折衝を経た折衝委員の任期は終了した。

その後の政府・小委員会への日税連の折衝窓口は明らかとなつていい。

先日の正副会長会に於いて、この問題に対し、四元専務理事は、明確な回答を避け「私共を信頼してほしい」と答弁した。ごく一部の幹部が、窓口となり折衝は続いている模様である。日税連はごく一部の執行部の独占物ではない。基本要綱に沿った法改正は我々全税理士の悲願である。この重大な時期にすら、この様な行動を行なう日税連執行部の猛省を促したい。

日税連「基本要綱」

十一月日税連・日税政は「税理士法改正に関するお願い」（外部団体関連問題）を作成し、自民党代議士に配布した。内容については、別掲を参照されたいが、この重大な問題が、日税連税対で審議されていない。しかも、一部日税連幹部の独走により、基本要綱を大きく逸脱し、現行法よりも大きくなつてきている。

日税連一部執行部の独善ぶりが顕著になつてきている。

基本要綱が法改正の最大の障害とも堂々と発言している日税連幹部の姿勢は、きびしく追求されなければならない。

一般消費税・税調試案について

法対策部長 稲葉恭治

全国青年税理士連盟は、一般消費税に関する付加価値税研究の時期を含めて相当長期間にわたり深く研究を行なってきた。その結果終始一般消費税導入に反対し、税制調査会の小倉会長とも面談し、要望書を提出して、一般消費税導入を断念するよう訴えてきた。

これまでの研究を踏まえて、私達は一般消費税について主に次のような問題点があると指摘してきた。

一、一般消費税は「大衆課税」及び「税負担の逆進性」という側面を有する不公平税制である。

二、一般消費税は中小零細業者に苛酷な負担を強いる税制である。

三、一般消費税は物価上昇をはじめ国民の広範な段階の負担を大きく増加させる税制である。

四、一般消費税は国民の広範な部分を税務当局の強い監視のもとに置く税制である。

五、一般消費税は財政危機の安易な「解決策」にはかならない。

今回の税制調査会の試案によれば、以上のような問題点に対し、

次のような配慮をしたと「基本的考え方」で表明している。

一、「税負担の逆進性」の緩和をはかるため、食料品を原則として非課税とした。

二、中小零細事業者に対する課税の影響等を考慮した結果、

(1)「仕入控除方式」を採用し、税率も単一税率として、事務量の負担の軽減をはかった。

(2)広範囲に小規模零細事業者を新規の対象外とするようにした

(3)申告納付は法人税、所得税と併せて行なうことを原則とし、また、国税犯則取締法による通告処分制度の対象としないこととした。

以上のような「基本的考え方」に基づいて作成された税調試案により、果して、私達が今まで指摘してきた一般消費税のもの問題点は解消されたのであるか。以下これについて検討を加えてみよう。

■大衆課税と税負担の逆進性

原則として食料品は課税対象とせず、医療、教育も除くとしているが、その他の消費については全

て課税され（免稅業者からの購入には課税されないよう）みえるが

免稅業者の仕入れには課税されており、実質税負担をすることとなる）、食料品といえども、包装材料等にかけられた税を負担することとなり、これは現行個別

消費税のような選択性がないため低所得者階層や所得のない者まで

消費生活を通じて税負担を強いることとなり、大衆課税であることにはかわりがない。

食料品を非課税としたことにより、大蔵省は「これで低所得世帯ほど負担率が高くなる逆進性が解消、むしろ軽い累進性さえある」と説明している。

この根拠は、総理府の「家計調査年報」（五十一年分）をもとに大蔵省が試算したもので、調査対象となつた勤労者世帯五千三百九十九世帯を所得の低い方から順に五等分し、各グループの月額可処分所得（税引き後所得）に対する食

費を除いた消費支出の割合を示すデータである。それによると、第一階層二・一九%、第十二階層三二%、第七階層二・二四%、第二階層二・二〇%、第九階層二・二一%、第十階層二・一二%、第一階層二・一九%、第十二階層三一%、第十三階層二・一八%、第十四階層二・二四%、第十

一・五三%、第三グループ五三・四%、第四グループ五三・三%、第五グループ五六・三%となつており、所得の多い層ほどわずかに高くなっている。これにより、逆進性が解消されたとしている。

しかし、九月十三日の朝日新聞

朝刊に掲載された朝日新聞社の試算をみてみると、大蔵省の説明と逆の結果が判明する。これは、調査対象となつた全国五千三百二十六の勤労世帯を年収百万円未満から六百万円以上まで十六グループに細分する「五十二年家計調査年報」をもとに、税率を四%と仮定して、グループごとの食費を除いた消費支出から月額税額を計算し

て課税され（免稅業者からの購入には課税されないよう）みえるが

免稅業者の仕入れには課税されており、実質税負担をすることとなる）、食料品といえども、包装材料等にかけられた税を負担することとなり、これは現行個別

消費税のような選択性がないため低所得者階層や所得のない者まで

消費生活を通じて税負担を強いることとなり、大衆課税であることにはかわりがない。

食料品を非課税としたことにより、大蔵省は「これで低所得世帯ほど負担率が高くなる逆進性が解消、むしろ軽い累進性さえある」と説明している。

この根拠は、総理府の「家計調

査年報」（五十一年分）をもとに

大蔵省が試算したもので、調査対

象となつた勤労者世帯五千三百九十九世帯を所得の低い方から順に五等分し、各グループの月額可処分所得（税引き後所得）に対する食

費を除いた消費支出の割合を示すデータである。それによると、第一階層二・一九%、第十二階層三一%、第十三階層二・一八%、第十四階層二・二四%、第十

一・五三%、第三グループ五三・四%、第四グループ五三・三%、第五グループ五六・三%となつており、所得の多い層ほどわずかに高くなっている。これにより、逆進性が解消されないことが明らかとなる。

また、最近の食料品は何らかの形で加工されており、包装費やビン詰めのビンなどに税がかかることを考慮すれば、逆進性は朝日新聞社の試算より強くなるであろう

■中小零細業者に与える影響は解消されない

一、実質的な「企業課税」となり企業間の格差拡大を生ずる

試算に示された「仕入控除方式」は一定期間の総体としての売り上げと仕入れを基礎として課税し

さらに、実収入並びに可処分所得に対する税負担率を十六の所得階層別にはじき出したものである。

大蔵省の試算と合わせるために、可処分所得に対する税負担率をみてみると、第一階層二・三一%、第二階層二・四二%、第三階層二・三六%、第四階層二・二二%、第五階層二・二九%、第六階層二・三三%、第七階層二・二四%、第八階層二・二〇%、第九階層二・二一%、第十階層二・一二%、第十一階層二・一九%、第十二階層二・一七%、第十三階層二・一八%

■大衆課税と税負担の逆進性

原則として食料品は課税対象とせず、医療、教育も除くとしているが、その他の消費については全

て課税され（免稅業者からの購入には課税されないよう）みえるが

免稅業者の仕入れには課税されており、実質税負担をすることとなる）、食料品といえども、包装材料等にかけられた税を負担することとなり、これは現行個別

消費税のような選択性がないため低所得者階層や所得のない者まで

消費生活を通じて税負担を強いることとなり、大衆課税であることにはかわりがない。

食料品を非課税としたことにより、大蔵省は「これで低所得世帯ほど負担率が高くなる逆進性が解消、むしろ軽い累進性さえある」と説明している。

この根拠は、総理府の「家計調

査年報」（五十一年分）をもとに

大蔵省が試算したもので、調査対

象となつた勤労者世帯五千三百九十九世帯を所得の低い方から順に五等分し、各グループの月額可処分所得（税引き後所得）に対する食

費を除いた消費支出の割合を示すデータである。それによると、第一階層二・一九%、第十二階層三一%、第十三階層二・一八%、第十四階層二・二四%、第十

一・五三%、第三グループ五三・四%、第四グループ五三・三%、第五グループ五六・三%となつており、所得の多い層ほどわずかに高くなっている。これにより、逆進性が解消されないことが明らかとなる。

また、最近の食料品は何らかの形で加工されており、包装費やビン詰めのビンなどに税がかかるこ

とを考慮すれば、逆進性は朝日新聞社の試算より強くなるであろう

■中小零細業者に与える影響は解

消されない

一、実質的な「企業課税」となり企

業間の格差拡大を生ずる

試算に示された「仕入控除方式」

は一定期間の総体としての売り上

げと仕入れを基礎として課税し

さらに、実収入並びに可処分所得

に対する税負担率を十六の所得階

層別にはじき出したものである。

大蔵省の試算と合わせるために、可

処分所得に対する税負担率をみて

みると、第一階層二・三一%、第二階層二・四二%、第三階層二・三六%、第四階層二・二二%、第五階層二・二九%、第六階層二・三三%、第七階層二・二四%、第八階層二・二〇%、第九階層二・二一%、第十階層二・一二%、第十一階層二・一九%、第十二階層二・一七%、第十三階層二・一八%

■大衆課税と税負担の逆進性

原則として食料品は課税対象と

せず、医療、教育も除くとしている

が、その他の消費については全

て課税され（免稅業者からの購入には課税されないよう）みえるが

免稅業者の仕入れには課税されて

おり、実質税負担をすることとな

る）、食料品といえども、包装材

料等にかけられた税を負担すること

となり、これは現行個別

消費税のような選択性がないため

低所得者階層や所得のない者まで

消費生活を通じて税負担を強いることとなり、大衆課税であることにはかわりがない。

食料品を非課税としたことにより、大蔵省は「これで低所得世帯ほど負担率が高くなる逆進性が解消、むしろ軽い累進性さえある」と説明している。

この根拠は、総理府の「家計調

査年報」（五十一年分）をもとに

大蔵省が試算したもので、調査対

象となつた勤労者世帯五千三百九十九世帯を所得の低い方から順に五等分し、各グループの月額可処分所得（税引き後所得）に対する食

費を除いた消費支出の割合を示すデータである。それによると、第一階層二・一九%、第十二階層三一%、第十三階層二・一八%、第十四階層二・二四%、第十

一・五三%、第三グループ五三・四%、第四グループ五三・三%、第五グループ五六・三%となつており、所得の多い層ほどわずかに高くなっている。これにより、逆進性が解消されないことが明らかとなる。

この要求に応じきれない業者は取引先から排除されるおそれも考えられる。さらに「税負担の転嫁」を完全に実施するための要件である適確な記帳事務の面においても劣る中小零細業者と大企業との格差は拡大するであろう。

二、やはり事務量は増加する

「税負担の転嫁」が制度的に保障されていないため、完全な転嫁を行なうためには、売り上げ、仕入れ、その他の経費あるいは投資等の各取引にいたるまで常に税負担部分を考慮して事務処理を行なわねばならないため、事務量はやはり増加する。

三、簡易課税方式は推計課税の横行につながる

試案によれば「納税義務者のうち売上高が比較的小額な者について、事務負担の軽減を図るために簡易課税方式の選択を認め、売上高または仕入高等から税額を簡便に計算する途をひらくことを検討する。」として、事務負担の軽減を図ったごとくなっているが、これは紛れもない推計課税であり、一般消費税で推計された数値が、所徴税または法人税課税にも利用さ

二 やはり事務量は増加する

一税負担の軽減¹⁾が制度的に保障されていないため、完全な転嫁を行なうためには、売り上げ、仕入れ、その他の経費あるいは投資等の各取引にいたるまで常に税負担部分を考慮して事務処理を行なわねばならないため、事務量はやはり増加する。

■物価上昇の影響は大きい
大蔵省は「一般消費税導入の際これに見合って物価が上るのは増税である以上避けられない。一般消費税の導入による物価上昇は本來一回限りであり、便乗値上げの防止等により一般的な物価上昇につながるのは回避しうる。」と説明している。

第二一五八号掲載)によれば、野菜でも生産から出荷までの費用に含まれる税額分を加味すると二・二%上がるとしている。その他の非課税とされる食料品についても米麦〇・九%、肉製品二・二六%パン菓子一・七一%等と試算しており、消費物価への影響を簡単に税率の半分とする大蔵省の考え方は疑問である。

十月に発表された国税庁の民間給与の実態調査(五十二年分)によれば、物価上昇が八・一%に対し、賃金の伸びは七・三%と実質では低下している。このような状況において、さらに前述のような物価上昇を考えれば国民に与える影響は計り知れないと言えよう。さらに、物価上昇は消費需要の減退を招き、下況の一層の長期化を招くことを考えれば、今後も物価上昇の反面賃金の上昇が望めないこととなり、国民にとっては大変な負担となろう。

■国税犯則取締法との関連は今だ不明

行政改革や不公平税制の是正が

税制調査会は財源不足を短絡的に一般消費税導入による増税へと結びつけている。

まず歳出の節減合理化、不公平税制の是正といったやるべきことをやった上で、長期的・総合的な展望にたつた財政あるいは税制の改革を考え、その結果必要であれば増税を国民に問うといった手続が必要である。又、その時点で増税に対する国民の理解が得られたにせよ、古くからより民主的な租税制度であるといわれている直接税を中心と考えるべきであろう。

不明

以上の通り私達が指摘してきた
一般消費税のもつ問題点が試案に
より解消されることは明らかである。
一部ではEC型付加価値税
であれば試案のもつ問題点は解決

結
71

以上の通り私達が指摘してきた一般消費税のもつ問題点が試案にある。一部ではE-C型付加価値税であれば試案のもつ問題点は解決

されるのでは、といった意見もあるが、「消費課税」である以上、いかなる方式、配慮によつても問題点の緩和は出来ても問題点の解消は出来ないといえよう。

一般消費税導入を「たび許してしまえば、税率、非課税品の範囲や免税業者の範囲の手直しによりいくらでも財源補給が出来る」となり、このことは、政府が行政改革や不公平税制の是正に対し今までに積極的となり、さらには行政の責任を容易に不公平な税制による増税というかたちで国民に転嫁できるということにはならない。衆議院予算委員会において、自民党的毛利松平委員の一般消費税導入に関する質問に対し、村山達雄大臣は、「財政の健全化のために国民に負担増を求める場合、既存の税制では限界があり、一般消費税の導入の方が、近代的ではないか。」と答弁している。近代税制の大前提は「応能負担の原則」ではなかつたのであるうか。ヨーロッパ諸国が採用していることを考えて近代的とでも思つてゐるのであろうか。大蔵大臣の発言からも現在の政府が国民不在の行政を進めていることがはつきりした、ということを最後に述べておきた

税理士法改正の現況

税理士法改正対策本部

(1) 「基本要綱」無視の改正内容が去る九月十六日の日税連と国税

厅、大蔵省主税局との税理士法改

正・問題検討会で、政府との接衝は

終った。その後について税理士法改

正三九号で四元専務理事は「大蔵

当局と自民党税理士問題小委員会

は密接な連絡のもとに税理士法改

正素案(タタキ合)作りにとりかか

る模様である」と述べ、「さらに「大

蔵当局と自民党的素案作成に当つ

ては、日税連の基本要綱そのもの

はタタキ合にしない旨申し渡され

たが、日税連に示されていないよう

である。日税連の運動計画大綱によ

つて改正素案は直ちに各単位会に

通知して当該案に対する判断を求

ることになつてゐるが、単位会は

求められていない。従つて日税連

山本執行部が発表してきた十二月

始めの通常国会会程は不可能とな

つた。今後何時改正案が提示さ

れるのか、あるいは提示されなく

なつたのか不明である。

少くとも確定申告の多忙時の不

十分な審議による判断は避ける必

要がある。

(2) 税理士制度崩壊をねらう青申会

全国青色申告会総連合が七月に

発表している「税理士法改正に關する要望・意見」すなわち①会計

業務を税理士の付随業務とすべき

本的考え方である、税理士の使命

・自主権の確立・代理権の明確化

・特別試験の実質的廃止が実現するか一層疑問になつてきた。

今回の法改正でこの基本的考え方を断念することは、法改正の意義を失うものである。

十一月も中旬の現在、改正素案

が日税連に示されていないよう

である。日税連の運動計画大綱によ

つて改正素案は直ちに各単位会に

通知して当該案に対する判断を求

ることになつてゐるが、単位会は

求められていない。従つて日税連

山本執行部が発表してきた十二月

始めの通常国会会程は不可能とな

つた。今後何時改正案が提示さ

れるのか、あるいは提示されなく

なつたのか不明である。

少くとも確定申告の多忙時の不

十分な審議による判断は避ける必

要がある。

(3) 「臨税」は廃止すべき

告書はだれが作成してもよいとす

べきである。④確定申告書の作成

をした者が税務調査に立会うこと

ができることとすべきである。等

主張している。これらの主張の内

容は青申会が税理士業務を行うた

めのものである、我々はこれに反

論する必要がある。

①は税理士が日常会計業務を行

つてるので、会計業務を行うこ

とが出来る旨を法定するだけで、

これによつて青申会は何らの支障

も発生しない、②③④については

税理士法二条で規定している税理

士業務と税理士の独占業務からは

離れて、だれでも自由にこれらの

業務を行うことが出来るようすに

ある。このようなことに

なれば税理士の職域は大幅縮小と

なり税理士制度の崩壊につながる

重大問題である。これら青申会の

主張を我々は理解できない。

青申会の「みなし法人課税制度

の運動」等の成果は納税者の立場

からの主張であり敬意を表すもの

である。我々の主張は納税者國

民の権利を守ることを可能にする

ための改正である納税者の要請に

よつて税理士制度が存在するとこ

とあるから当然の主張である。この点

青申会も理解をしてほしい。

日税連は直ちに全国青色申告總

連合に「基本要綱」の考え方の理

解を求める努力する必要がある。

八年からは商工会の経営指導員に

も資格が付与され拡大されてい

る。

現在税理士の数は多数となり

連はこれらの団体に理解を求める

法域侵蝕には毅然たる態度をとる

必要がある。

全国商工会連合会も税理士法改

正について意見を表明している。

その内容は①税務相談を税務書類

の作成についての相談まで拡大し

税理士の独占業務とすることは認

められない、②税務書類の範囲を

拡大し、税理士の独

占業務とすることは、経営改善普

及事業における記帳指導が事業主

自らの経営実態の把握により、そ

の改善をしようとする本来の目的

をゆがめる。③「臨税」制度を廢

止することは納税者不在の独善的

意見であり絶対に認められない。

また日本商工会議所は①商工会

の①と同様税理士法第二条一項に

規定する相談以外の一般的な税務

指導は税理士法に抵触しないこと

を明確にされた。

④手続き無視の「税理士法改正に

関するお願ひ」

去る十月十三日自民党税制議員

懇話会の常任世話人会が開催され

この常任世話人会に、日税連は

「税理士法改正に関するお願ひ」

を提出した。お願ひの中味は①税

理士業務の対象税目、②税務書類

の作成範囲、③附隨業務としての

一般会計業務、④税理士試験の新

科目「税理士法」⑤「登録即入会

弁護士の入会、⑥通知公認会計

士特例の六項目である。

これら六項目をこの時期に自民

党税制議員懇話会常任世話人会に

お願いしたのは、どのような意味

があるのだろうか。前記した青色

申告会の要望や、商工会・商工會

議所・行政書士会・公認会計士協

会等の団体が税理士法改正に反対

の立場から活発な動きがあるため

これに対応してのものと思われる

成への当座的ワン・ステップと考

える必要もない」やその後の「源

流」欄の一部執行部による示唆か

ら推察すれば、「基本要綱」の基

本的考え方である、税理士の使命

・自主権の確立・代理権の明確化

が、日税連に示されていないよう

である。日税連の運動計画大綱によ

つて改正素案は直ちに各単位会に

通知して当該案に対する判断を求

ることになつてゐるが、単位会は

求められていない。従つて日税連

山本執行部が発表してきた十二月

始めの通常国会会程は不可能とな

つた。今後何時改正案が提示さ

れるのか、あるいは提示されなく

なつたのか不明である。

少くとも確定申告の多忙時の不

十分な審議による判断は避ける必

要がある。

(3) 「臨税」は廃止すべき

告書はだれが作成してもよいとす

べきである。④確定申告書の作成

をした者が税務調査に立会うこと

ができることとすべきである。等

主張している。これらの主張の内

容は青申会が税理士業務を行うた

めのものである、我々はこれに反

論する必要がある。

①は税理士が日常会計業務を行

つてるので、会計業務を行うこ

とが出来る旨を法定するだけで、

これによつて青申会は何らの支障

も発生しない、②③④については

税理士法二条で規定している税理

士業務と税理士の独占業務からは

離れて、だれでも自由にこれらの

業務を行うことが出来るようすに

ある。このようなことに

なれば税理士の職域は大幅縮小と

なり税理士制度の崩壊につながる

重大問題である。これら青申会の

主張を我々は理解できない。

青申会の「みなし法人課税制度

の運動」等の成果は納税者の立場

からの主張であり敬意を表すもの

である。我々の主張は納税者國

民の権利を守ることを可能にする

ための改正である納税者の要請に

よつて税理士制度が存在するとこ

とあるから当然の主張である。この点

青申会も理解をしてほしい。

日税連は直ちに全国青色申告總

しかしこのお願ひの文言「日本税理士会連合会が希求してきた税理士法改正問題は、お蔭様で曙光を見つかりますが、なお外部団体に関連する次の問題について、特に先生の御理解と御支援を賜わりますようお願ひ申し上げます」として前述の六項目について理由を記しある。

この文言からすると、外吾同様に関連する六項目が特に税理士法改正の重要な項目として国会議員に要望したようにも考えられるがどうであろうか。税理士法改正の最も重要な項目は、すなわち税理士の使命、自主権の確立、代理権の明確化等を今後要望する旨が不明確であることから、重要な項目を欠除してお願いである。

しかも問題は、このようなお題
いが日税連どの機関で検討され
たのか不明で、日税連一部幹部が
よって作成され正規の手続を無視
して提出されていることである。
税理士会全体の運動が一部幹部の
みで進められることは危険である。
日税連税対には合宿を重ねて作
成された税理士の使命、自主権等
の研究成果がある、これら重要項
目の要望を早急にすべきである。

次に④の税理士試験の新科目「税理士法」についてお願ひをしでいるが、「基本要綱」ない一般試験制度の改正に関する事項であり、日税連の機関決定特別試験制度を完全に撤廃後に一般試験制度を改正すべきとする決定を無視し、試験科目に「税理士法」を創設して弁護士・公認会計士等にも課そうとする目的である。

ところが「税理士法」を試験科目とすることは①税務行政の補助機関化している現行税理士法の考え方をテストしてから税理士資格を与えることになる、②法律の専門家たる弁護士に受験させることは無理があり創設の目的が達せられない、③他の試験科目と比較して容易すぎること等多くの問題点を有する。従ってこの要望はすべきでなかつたと思われる。

特別試験制度は昭和三十一年に五年間の年限立法として規定され一時的に計理士や国、地方団体の税務職員に実務経験を大幅に加味して教養措置をしたが、今や例外の特別試験の合格者は一般試験の原因になつてゐる。さらに合格者を越える状況である。また新聞等で大々的に報道され納税者の訴訟で明らかとなつてきたとのゆきを指摘された天下り税理士の原因になつてゐる。さらに税理士法で明瞭化となつてきた

法の下の平等原則に反する等の不合理性を内包する特別税理士試験の廃止をあらゆる機会に強力な訴えを国民にして行かねばならない(5)会員の納得する法改正資金を去る十月二十六日の日税連臨時総会で、日税連会則に第五十九条の二（特別会費）を加えることが承認された。日税連が法改正資金として、五十四、五十五年度に会員一人年間三千五百円の特別会費を

している。また我々税理士は税理士法で会則を守る義務があるわけである（税理士法第四十九条の八）。我々の意思に反する場合でも会費は徴収されることになる。この第二十二条の七①の組織の影響力をを利用しての威迫行為に該当する疑いがあり、このような特別会員の徵収は法的にも問題を含んでいる。

らいたい 会員が法改正内容に納得するならば、その資金集めは困難とは思われないからである。

(6) 法改正運動の再検討を

そして日税連は単位税政連に寄付金、貸付金として支出し、単位税政連から日本税政連に集められる。日本税政連は近く予想される衆議院議員選挙や、税理士法改正関係対策のため政治献金に充当するとのことである。この資金は日本税政連が直接使用するわけで、政治活動を行うために日税連が強制徴収するところに問題がある。

政治資金規制法第二十二条の七①は、「何人も政治活動に関する寄付のあっせんをする場合においては、組織の影響力をを利用して威迫する等不适当にその意思を拘束するような方法で、当該あっせんに係る行為をしてはならない」と規定する。

理士界二九一号)と述べている。日税連法改正の直接責任者の知らない事項が日税連執行部から出されるようで、一部日税連幹部の独断によつて会務運営がされていく証左である。さらに日税連執行部の基本姿勢が「基本要綱」実現の改正運動を真に実行しているのか疑問を有するので、特別会費の徴収には反対である。

日本税政連は法改正資金を要するならば、具体的に法改正内容を明示して必要理由を全会員に訴へるべきである。そして必要とする日本税政連が直接会員に呼びかけ、会員の意思による資金を集めてま

したまゝに「基本要綱」無視の
改正内容となろう。

我々は長年かけて作成し機関決
定された「基本要綱」に沿った法
改正を望む、このため日本税政連
の政治力を最大限活用して、効果
的運動を展開する必要がある。

今後最大の努力をしても、日税
連主張の「基本要綱」の考え方が
国税当局等にどうしても理解され
ないのなら、日税連は勇気を出し
て今までの改正運動が正しかつた
のか再検討すべきである。そして
我々が主張する国民のための税理
士制度確立を国民各層に訴え、全
政党の国会議員に訴えて、真に税
理士一人一人が行動を起し得る法
改正運動を実現せねばならない。

天下り税理士実態報告書(中間)

—昭和53年9月実施—

1. はじめに

権力を背景とした国税幹部職員の優雅な天下りの実態が次々と明るみに出され、全国的・組織的規模で行なわれていることが明らかになっています。

そこで、私共、全国青年税理士連盟は、この天下り税理士問題を税理士制度や税務行政に与える影響が大きいと考え、全国の税理士会員より無差別抽出により6,000名の会員に対して、アンケートを実施し、ここにその報告をまとめました。

2. アンケート結果の概要

私達が行なったアンケートの中間集計によれば、天下り税理士の予約申入れを受けた顧問先をもつ税理士は全国で約41%に及び、その予約先企業は約42%が優良法人であるという結果が出ている。

そして、これらの予約申入れは本人と部下からの申入れが約53%、署及び一部幹部のために局の斡旋が約47%となっており、国税当局が総がかりで、優良顧問先の選択とこれら優良法人に対する斡旋に努力していることがわかる。

しかし、天下り顧問税理士は、調査に立会わざが約60%、決算書を作成せざるが約94%、申告書を作成せざるが約87%と、一般試験に合格した税理士が、毎月、記帳や相談、税務調査立会いに大半を費すのに比し顧著な違いである。

しかも訪問回数も年0～3回が約72%と顧問先に対する訪問回数も極めて少い、また決算書、申告書作成せず

の中に注書として、決算書、申告書の書き方が分からぬために作成せずという回答もかなりの数を占めた。それにも拘らず、一般的税理士が、月次業務等を前提として、月額顧問報酬は2～3万円が標準的であるのに比べ、天下り顧問税理士は、それ程業務に関与せず、訪問回数も極めて少ないにも拘らず月額平均43千円の顧問報酬を受領しており、月額10万円、15万円という高額な報酬を受領しているものもいる。

これら顧問先企業の反応は、止むを得ないとして受入れているもの約78%、解除したいもの約17%、合計95%の顧問先が、天下り顧問税理士を歓迎していない結果がでている。

天下り税理士に対する報酬については企業側の反応とも関連し、月次ないし年次業務に関与することは極めて少なく、多くは『保険料』ないし『寄附金』的な考え方で支払われているとも言われている。

このように、国税当局自ら、歓迎されない天下り顧問税理士を、報酬に対応する業務を考慮せずに企業に対して組織的に押し付けている事実は極めて重大である。

さらに、これら企業に天下りした税理士は、天下り先企業に対し在任中の地位ないし、権限を利用した国税局への働きかけによって、事前に税務調査の有無をキャッチしたり、調査の中止や、課税の減額等で極めて重大な手心を加え、課税の公平を阻害している事実が数多く指摘されるなど、不信と疑惑を招く行為を重ねている結果が出た事は、極めて憂慮すべきことであり、かかる税務行政の姿勢は厳しく問われねばならない。

—天下り税理士実態調査報告中間—

1. 回収状況

総 数 6,000通

全国の税理士会員より無差別抽出により行なった。

回収調査票 884通 (53.10.15現在) (内無記入 4通)

回 収 率 14.7%

2. 実態報告

(注)回答数は実回答項目記入票数を集計しましたので、それぞれの数値は総回答者数と一致しません。

① 顧問先に対して顧問の予約の要請を受けたことがありますか。

② ある 366件 (41%) ③ ない 514件 (58%) ④ 無記入 4件 (1%)

- ② ① 予約要請を受けた法人は優良法人ですか。
 ① はい 146件 (42%) ② いいえ 204件 (58%)
- ③ 予約はどのような状況で要請されましたか。
 ① 税務調査中 (140件)
 a 本人の申し入れ 30件 (21%) b 部下からの申し入れ 48件 (34%)
 c 局の斡旋 26件 (19%) d 署の斡旋 36件 (26%)
 ② ①以外で (224件)
 a 本人の申し入れ 50件 (22%) b 部下からの申し入れ 66件 (29%)
 c 局の斡旋 42件 (19%) d 署の斡旋 66件 (30%)
- ④ 予約要請を受けた結果どうでしたか。 (305件)
 ① 断わった 121件 (40%) ② 顧問になった 184件 (60%)
- ⑤ あなたの顧問先で天下り税理士が関与していますか。 (いわゆる2階建以上) (802件)
 ① いる 276件 (34%) ② いない 526件 (66%)
- ⑥ 天下り税理士が顧問となるとき、顧問先より相談を受けましたか (270件)
 ① はい 166件 (61%) ② いいえ 104件 (39%)
- ⑦ 天下り税理士の関与先の訪問回数 (94件)
 年 0回 34件 (36%) 年 7回～9回 2件 (2%)
 年 1回～3回 34件 (36%) 年 10回以上 6件 (7%)
 年 4回～6回 18件 (19%)
- ⑧ 天下り税理士は、調査の立会をしますか。
 する 70件 (40%) しない 104件 (60%)
- ⑨ 天下り税理士は申告書の作成をしますか。
 する 22件 (13%) しない 144件 (87%)
- ⑩ 天下り税理士は、決算書の作成をしますか。
 する 8件 (6%) しない 128件 (44%)
- ⑪ 天下り税理士の月額顧問報酬はいくらですか (154件)
 月額 1万円 2件 (1%) 月額 5万円 55件 (36%)
 " 1.5万円 1件 (1%) " 6万円 4件 (3%)
 " 2万円 19件 (12%) " 7万円 3件 (2%)
 " 3万円 56件 (36%) " 10万円 5件 (3%)
 " 4万円 4件 (3%) " 15万円 5件 (3%)
- ⑫ 天下り税理士の関与により影響(被害)を受けたことがありますか (222件)
 ① 顧問契約解除 86件 (39%) ② 報酬の値下げ 14件 (6%)
 ③ 仕事がやりにくい 98件 (44%) ④ その他 24件 (11%)
- ⑬ 天下り税理士に対する顧問先企業の反応 (346件)
 ① 喜んでいる 16件 (5%) ② やむをえない 272件 (78%)
 ③ 解除したい 58件 (17%)

⑭ 天下り税理士の具体的例をお書き下さい。

別掲Ⅰ記載のとおりです。

⑮ あなたは、元署長、副署長等高級税務職員出身者で高額所得者（公示所得 1,000万円以上）の例を知っていますか（682件）

① は い 118件 (17%) ② いいえ 564件 (83%)

⑯ 天下り税理士のは正の方法として、次の方法は効果があると思いますか。

(イ) 特別試験の廃止 (786件)

あ る	766件 (97%)	な い	20件 (3%)
-----	------------	-----	----------

(ロ) 税理士法第42条の強化 (666件)

あ る	560件 (84%)	な い	106件 (16%)
-----	------------	-----	------------

(ハ) 税理士の自主権の獲得 (704件)

あ る	594件 (84%)	な い	110件 (16%)
-----	------------	-----	------------

(ニ) 綱紀規則の強化 (614件)

あ る	406件 (66%)	な い	208件 (34%)
-----	------------	-----	------------

(ホ) 国税庁長官の自肅通達 (634件)

あ る	268件 (42%)	な い	366件 (58%)
-----	------------	-----	------------

(ヘ) 国家公務員法の強化 (638件)

あ る	446件 (70%)	な い	192件 (30%)
-----	------------	-----	------------

⑰ 天下り税理士問題についての所感をお願い致します。

① 天下り税理士問題は特別試験制度の弊害の一つと思われますが、他の弊害の例があればあげて下さい。

別掲Ⅱ記載のとおりです。

② その他お気づきの意見をご記入下さい。

別掲Ⅲ記載のとおりです。

〈別掲Ⅰ〉

天 下 り 税 理 士 の 具 体 例

具体例記入	有 160件 (18%)
〃	無 714件 (82%)
計	874件

具体的事例の一部は次のとおりである。

イ、税務調査中を利用して天下りの要請をした例

納税者より次のような手紙をいただき顧問を解除された「税務調査の折×税務署員の紹介でY税務署長と懇意になり何かとお世話になりました。については、署長退任後税理士事務所を開業するので、顧問にさせてくれと懇請を受け、いたしかたなく受けました。

今まで10数年に渡り、お世話になった先生をお断わりする事は真にすみませんが何卒事情をご賛察のうえご諒承ください。」

ロ、国税局が天下り顧問先を獲得する例

局総務課長と署の副署長が会社を訪問して副署長より

3~4度依頼されたので断りきれなくなり顧問になつてもらうことにした。

ハ、優良法人に指定することを条件にして天下りしていく例

S税務署の副署長が今度A会社を優良法人に指定したい。については、今度退職するので顧問にしていただけないかと申込んできた。納税者は申し入れを承知したので、私は顧問を解除された。

ニ、1年・2年の間に一般税理士が顧問契約を解消された例

K税務署の調査にきた上席調査官が調査終了後、月に2~3回位近くに来たと言ってその顧問先に来た。その後顧問になり、報酬は私が3万円、天下り税理士が5万円。その後税務調査があり、その天下り税理士は立会いをせず調査の終了する頃顔を出し、話しをしただけで私

の立会いの悪口を言われ、顧問契約を解除された。天下り税理士が関与してから1年6ヶ月後であった。

ホ、天下り税理士の関与が延期となった例

天下り税理士問題が新聞で報道されたので、天下り税理士が関与する開始時期は今年ではなく54年に延期された。

へ、税務調査の折厳しい調査があったが、その後あっけなく調査が終了したと思ったら天下り税理士が顧問となってきた。

後に、私がトイレに行っている間に調査官は退職する税務署長のために顧問予約を申込み、納税者が承知した結果であることがわかった。

〈別掲II〉

天下り税理士の弊害

(1) 天下り税理士はかつての国税職員である部下に、たえず金品を手渡し続けており、必要時に顔をきかせて税務調査をウヤムヤに終らせたりしている。

このことは、税務行政不信の大きな原因となり、一般納税者に対し、税理士不信の感を植えつけ、脱税心の助長の基となる。

(2) 天下り税理士が税務署員と組んで、納税者をおどし金品を收受している。

(3) 課税権ある官署が法衣の下に鎧をちらつかせて顧問予約要請をすることは悪質総会屋の恐喝と異ならず、マッチポンプのやり方で、税務行政の信用を著しく失墜する。

(4) 国税局、税務署幹部の公私混同した天下り要請は、一般職員の不満、不公平につながりモラルが低下する

(5) 特別税理士試験にて安易に税理士資格が取得できる天下り税理士の場合、中には日常業務である税務申告書も満足に作成出来ないものもあり、納税者を含む国民に軽視されることになる。

さらに税務調査の立合において税務職員より、我々税理士に対し、税務署出身者には何んらかの特典が与えられているのではないかという疑問が生じてくる。

〈別掲III〉

意 見

1. 官民給与格差

特に退職金の格差（退職金の全くない企業数が半数を超える、これらを含めない上での比較統計によっても尚過大である。）が叫ばれている現状で、退職金、恩給が保証され、さらに無試験同様の特別試験によって資格が付与され、さらに生活のカタを与えるために組織を動員して、餞別代りに顧問先をあっせんすることは到底、国民の共感を得られない。

2. 私が関与している顧問先に今度退職する税務署長が菓子折をもって顧問依頼にきた。私も税界出身者として大変はずかしい。

3. 私は開業して10年近くになりますが、まだ収入金額（所得ではありません）が1,000万円にはるかに及ばないところです。

天下り税理士のみが、開業早々に所得で1,000万円をこすということを聞き、世の中の不公平、官尊民卑を是認する風潮にいきどおりを感じる。

4. (1) 税務職員が、退職後、早い時期に開業できる現状は問題である。

国家公務員法第103条（私企業からの隔離）や税理士法42条（業務制限）が有効厳正に守られるようすべきである。

(2) 天下り税理士排除の監視機関の設置が望ましい

日税連・日税政 国會議員に法改正を訴える

—「使命」・「自主権」・「代理権」「特試廃止」欠落！—

昭和五十三年十月

税理士法改正に関するお願い

自由民主党

先生

(外部団体関連問題)

日本税理士会政治連盟

かねてから税理士業界のことについて御配賜わり厚く御礼申上げます。

日本税理士会連合会が希求してお蔭様で曙光を見つつありますが、なおきた税理士法改正問題は、お蔭様で外部団体に関連する次の問題について、特に、先生の御理解と御支援を賜りますようお願い申し上げます。

(税理士法第二条注書き) は、現在所得税、法人税、相続税、贈与税、事業税、市町村民税、固定資産税の七税目に限られ、その他の国税地方税の書類作成については、行政書士の独占業務(有償の場合とする)方税の定めによりすべて行政書士のもの

一、国税通則法に掲げる国税に該当しないもの
二、自動確定、印紙(証紙)納付のもの

印紙税、登録免許税、自動車重量税、狩獵免許税ほか

三、税理士関与の余地に乏しいもの
日本銀行券発行税、取引税、取引所特別税、たばこ消費税

第一 税理士業務の対象税目について

税理士業務の対象税目は現行の限定列挙を改め、包括的な規定振りとさせていただきたい。

(趣旨) 税理士業務の対象税目

本来、租税に関する職業的専門家は税理士だけであるから、税理士の独占業務に入れることを不適当とする税目(注1)を除外したほかはすべて包括的に税理士業務の対象税目としていただきたい。

なお、これによって行政書士の既得権を奪い、或は納税者に不便をかけることとなる税目については

行政書士会との関係調整を図ることに苦心ではない。

また、除外した税目については

これが税務書類の作成業務(税理士法第二条第二号)に含まれることについて疑義はないが、小規模時、これを取扱うことができる

(注1) 次のように税目を除外することととしていただきたい。

(趣旨) 課税標準の計算を行う

ことが税務書類の作成業務(税理士法第二条第二号)に含まれることについて疑義はないが、小規模時、これを取扱うことができる

(注1)

書等の作成に関し課税標準の計算をし、又はもっぱら当該計算をする目的で、計算し、若しくは整理する(注2)こと」を加えていた

だきたい。

(注2) 「計算し、整理する」という文言は、税理士法第三十三条の二から引用したもので、①伝票の整理、②諸元帳への記入整理及び計算、③貸借対照表及び損益計算書の作成及び計算、④税務計算のための修正などを指称する。

このことを防遏しようとするものである。したがって、青色申告会、商工会等と事を構えようとする意図はさらさら無く、これら団体の機能との関係調整を図ることに苦心

がない。

(注2) 「計算し、整理する」という文言は、税理士法第三十三条の二から引用したもので、①伝票の整理、②諸元帳への記入整理及び計算、③貸借対照表及び損益計算書の作成及び計算、④税務計算のための修正などを指称する。

このことを防遏しようとするものである。したがって、青色申告会、商工会等と事を構えようとする意図はさらさら無く、これら団体の機能との関係調整を図ることに苦心

がない。

第三 附隨業務としての一般会計業務について

税理士は、附隨業務として、税理士の名称を用いて、他人の求めに応じ、財務書類を作成し、財務に関する相談に応じ、その他財務

に関する事務(この項において「一般会計業務」という)を行ふ

ことができることとしていただきたい。

(趣旨) 税理士の大多数が依頼者の求めに応じ、税理士の名称を

用いて一般会計業務を行っていることは社会的現実であり、また、

税理士はすべて会計学に関する国家試験を経てることも確かな事実である。このような事情を踏まえ、税理士が附隨業務として一般会計業務を行うことができる旨を法定しても、なんら社会的支障はないのみならず、一般会計業務について公認会計士と税理士が同列に立つことを意図するものでもないから、既に会計業務の専門家であることを社会的に認識されるいふことを名譽と権益を些かも傷つけることもないはずである。

公認会計士の名譽と権益を些かも傷つけることもないはずである。税理士はすべて会計学に関する国家試験を経てすることも確かな事実である。このような事情を踏まえ、税理士が附隨業務として一般会計業務を行なうことができる旨を法定しても、なんら社会的支障はないのみならず、一般会計業務について公認会計士と税理士が同列に立つことを意図するものでもないから、既に会計業務の専門家であることを社会的に認識されるいふことを名譽と権益を些かも傷つけることもないはずである。

第四 税理士試験の新科目「税理士法」について

試験科目に「税理士法」を新設していくとともに、その場合税理士の資格を得るために、弁護士、公認会計士にも「税理士法」を課すこととしていたただきたい。

(趣旨) 税理士の使命と職責は最も公共的であり、国民の納税に関する義務の履行と権利の行使について適正かつ的確にこれを援助するに当たっては、税理士業務を始めに先立ち、税理士業そのも

のに関する正確な知識と道義の体得を必要とする。

この

よう

な

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

放置するにおいては、将来、税理士制度の混乱ひいては税務行政に支障を来たすこと必至（注7）であるから、ここで通知公認会計士特例の原点に返すほか更に抜本的に、第五十一条の二は、監査本業の公認会計士が本業に附隨してごくまれに税理士の仕事に踏み込む場合だけを対象とするものとしてその場合、税理士会入会を要しないはもとより、税理士登録も要しないなどその合理化を図ることとして同条を次のように改めるのも一案と考える。（注9）

第五十一条の二 公認会計士（税理士である者を除く。）は、第二条第一項各号に掲げる事務を臨時に行う場合には、当該事務

長に通知することにより、依頼された事件に限って税理士業務を行なうことができる。かような特例を設けることとした。

（注6）両業界の確執が深刻になつた原因

一、商法改正問題を巡り、両業界で深刻な意見の対立があつたこと。

二、根本的には、公認会計士が当然税理士資格を保有し、しかも競業関係にある（弁護士にはこれが無い。）という現行制度が内包する税理士単独資格者と公認会計士兼有資格者間の深層心理の葛藤相剋があること。

（注7）通知公認会計士会は、公認会計士試験合格者に対し、税理士登録を受けても極力税理士会に入会しないよう勧奨し、通知公認会計士会と税理士会は税理士業務に関し全く同格であるような誇大な宣伝を行つてゐるため、事情に疎い新規会員者はほとんど通知公認会計士会に入り、税理士会入会者は最近影を潜めた。

通知公認会計士の増加率は年間約100人であるが、現在一二〇〇人の通知公認会計士を三

千、五千という具合に増加して一箇の既成事実を作り上げ、これによつて「公認会計士は、税理士登録をしなくとも、公認会計士の資格で税理士業務を行うことができる」制度を獲得することを窮屈的目標としているところを免れない。

二、税理士会が、零細企業を中心とする小企業納税者のために、直接又は青色申告会・商工会・商工會議所等を通じて無報酬又は極低廉料金で指導援助業務を行い、地域社会更には税務行政に裨益するとところ多大であることは周知のことであるが、通知公認会計士にそのような奉仕的活動は期待できない。通知公認会計士会は、「求められれば、いつでも出動する」と称しているが、税理士会のように税務署管轄区域ごとに、相当人数からなる支部組織を持たない限り、事实上実行不可能である、空虚感に過ぎない。通知公認会計士は小企業納税者援助業務についてなんら労するところなく、ただ税理士業の利益だけを享受しているといつても過言ではない。

三、一に述べたとおり監督指導について、税理士会が会員に対して発揮しているような主導

性を求めるることは法的に不可能である。通知公認会計士たる税理士の義務の遵守しないし、その品位保持、資質向上等の施策の面において片手落となることを免れない。

わらず、税理士会を脱会し、通知公認会計士に奔る例が少くない。弊害極まりといふべきである。

（注9）監査業務を本業とする公認会計士であつて、本業に附隨してごくまれに税理士の仕事に踏み込むような場合には、それは反復継続される「業として」のものではないとみなし、税理士会入会はもとより、税理士登録をする必要もないこととすることは、制度的簡便・合理化に資するものではあるまい。しかし、このような考慮だけであれば特に法文を設ける必要もないわけであるが、その仕事が多発すれば特に法文を設ける必要もあるわけであるが、その仕事が多発して「業として」のものに発展するのは好ましくないので、それを防止するために、当該仕事はその都度国税庁長官に届け出ることを法文で義務づけ、国税庁長官がチェックしながら「ごくまれに」を脱し「業として」に達したと認めたときは、その

労が無いことなど目先の実利があるため、これを奇貨として監査業務は全くか、或はほとんど行わざ税理士業務のみを相当盛大に行つてゐるにかかる。税理士会を脱会し、通知公認会計士に奔る例が少くない。弊害極まりといふべきである。

（注9）監査業務を本業とする公認会計士であつて、本業に附隨してごくまれに税理士の仕事に踏み込むような場合には、それは反復継続される「業として」のものではないとみなし、税理士会入会はもとより、税理士登録をする必要もないこととすることは、制度的簡便・合理化に資するものではあるまい。しかし、このよう考慮だけであれば特に法文を設ける必要もないわけであるが、その仕事が多発すれば特に法文を設ける必要もあるわけであるが、その仕事が多発して「業として」のものに発展するのは好ましくないので、それを防止するために、当該仕事はその都度国税庁長官に届け出ることを法文で義務づけ、国税庁長官がチェックしながら「ごくまれに」を脱し「業として」に達したと認めたときは、その

税理士法改正に重大な支障

—「税理士法改正に関するお願い」の回収を申し入れ—

昭和五十三年十一月二十四日

全国青年税理士連盟

会長 石龜邦俊

日本税理士会連合会

会長 山本義雄殿

日本税理士政治連盟

会長 波多野重雄殿

自民党国會議員向け「税理士法改正に関するお願い」回収についての緊急申し入れ

日本税理士会連合会並びに日本税理士政治連盟が連名で作成し、自民党国會議員向けに配布された「税理士法改正に関するお願い」(以下「法改正に関するお願い」という)は、その作成過程、記載内容ともに極めて問題点が多く、今後の法改正運動の上に重大な影響を及ぼすこととは必ずみられるので、本連盟は、同文書をすみやかに回収されるよう強く申し入れる。

なお、日税連並びに日税政執行部は、会員の念願である「基本要綱」の実現を目指し、税理士会の歴史に汚点を残すことのないよう

機関決定にそつて最大限の努力をすべき責務を負っていることを認識すべきである。

申し入れに関する主な理由は左記の通りである。

一、法改正問題は、税理士制度の将来を決定づける最も重大な問題であり、機関の審議を通じた会員の総意が反映されるべきであるが、「法改正のお願い」の作成にあたっては、日税連税理士法改正対策委員会の審議に付されていない

二、「法改正に関するお願い」の記載文書中、附隨業務として的一般会計業務に関する「一般会計業務について公認会計士と税理士が同列に立つことを意図するものでないから、既に会計業務の専門家であることを社会的に認識されている公認会計士の名譽と権益を守るためにも、税理士法改正に関するお願い」との表現からも明らかな如く、一部執行部が目指している

税理士法改正に関するお願い」は、その実現を目指して、税理士会は、公認会計士が行なう会計業務より低く位置づけられた屈辱的

な、見せかけの業務に過ぎないものであり、会員の業務拡大に対する期待を裏切るものである。

三、税理士法改正運動の歴史は、税理士の使命を明確にし、社会的地位の向上を目指したものであるが、現在、税理士の使命に関し、税理士会が目指す内容実現の見通しが立っていない段階であると聞かされている。にも拘らず、税理士試験の中に新たに「税理士法」を口述試験として実施することが要望されている。受験生に対し、「踏み絵」となる危険性のある新科目の設定を、日税連と日税政執行部が連名で希望していることは極めて重大である。

四、新科目「税理士法」に関して、特別試験対象者について何ら触れられていない。

新科目の設定を希望する前に、特試廃止、資格認定制度の導入絶対阻止こそが先決である。

五、「通知公認会計士特例について」の要望は、基本要綱にもなく

さらに現行法からも大きく後退し改悪につながるものである。

さらに、改正条文によれば、税理士業務を二分化し、事实上の一大複数会制の実現を意図したものであることは明白である。

六、税理士業界の唯一の意思統一の証しである「基本要綱」の最も重要な柱である「税理士の使命」「自主権の確立」「代理権の明確化」「特別試験の廃止」等について何ら触れていない。「法改正に関するお願い」を、わざわざ現在の重要な段階で国會議員に軽々に配布したことは、法改正に関する税理士業界の真意を伝え得ず、国会議員に対する法改正への認識を誤らせる結果となる。

七、日税連並びに日税政執行部の機関なし、機関決定を逸脱または無視した独断専行による行為は外部に対する業界内部の不統一を示すことになり結局、税理士全体の信用を失墜させ、将来の法改正運動に著しいマイナスとなる。

八、「法改正に関するお願い」は自民党以外の国會議員無視につながり今後の国会筋に対する働きかけをする上で著しい障害となる。

好評です

中小企業の経営・法律・節税対策のための記事を中心に編集しております。

先生の事務所のニュース

印刷 —廉価・迅速—

先生の事務所の便箋・封筒・伝票などの印刷もお受けいたします。
ご用命ください。

月刊『税経月報』をご利用ください

△ご一報ください——見本ご送付致します。